

＜別表2＞収入証明となる各種添付書類一覧表

	収入の種類	提出書類	備考
1	給与収入 (パート・アルバイト含む)	『直近3ヶ月分の給与明細(写し)』と 『直近に支給された賞与明細1回分(写し)』 ※交通費も収入に加える ※源泉徴収票は不可(直近の収入ではないため) 直近3ヶ月分の給与から収入を予測し、130万円(60歳以上は180万円)を超える場合には扶養申請できません	◆給与明細が3ヶ月分揃わない場合 提出可能な「給与明細(写し)」に加え、「雇用契約書(写し)」または「雇用証明書」または「給与支払見込証明書」 ◆給与明細が出ていない所で働いている場合 「雇用契約書(写し)」または「給与支払見込証明書」 ◆休職などで直近の給料が低い場合 給与が減額される前の「直近3ヶ月分の給与明細(写し)」と「賞与明細1回分(写し)」 ◆月の給与額にばらつきがある (例:4月/12万円、5月/3万円、6月/11万円など) 「直近3ヶ月分の給与明細、賞与明細1回分の写し」に加え、「雇用契約書(写し)」または「雇用証明書」もしくは「給与支払見込証明書」
2	年金・恩給 (遺族・障害年金含む)	以下のいずれかのうち一番新しいもの1点 1. 『年金振込通知書(写し)』 2. 『年金改定通知書(写し)』 3. 『年金受給額試算書(写し)』 ※氏名と金額が分かるもの ※源泉徴収票は不可(直近の収入ではないため)	◆1～3がない場合 年金が振り込まれている通帳の写し(表紙と直近3回分の振込額が記載されているページ) ※他の収支、残高は消していただいて結構です
3	自営業収入 (農業含む)	『前年度の確定申告書第一表(写し)』と『収支内訳書(損益計算書)(写し)』 ※場合によっては「減価償却費の計算(写し)」も提出 一減価償却費は経費に含まないが、資産購入など現金支出があったときに経費とすることがあるため、事業を始めたばかりの方は、ある程度先の収入見込みがあり、ご自分が主たる生計維持者になり得ると考えられるため、現在は扶養申請できません	◆事業を始めたばかりの方と同居している方を扶養申請する場合 (例:子の扶養申請で、扶養にしない配偶者の方が自営業を始めたばかり) 税理士など第3者からの「収入に関する証明書」もしくは「事業計画書」
4	専従者給与収入	『前年度の確定申告書第一表と第二表(写し)』	◆専従者に関する事項以外の項目は消してください
5	不動産収入	『前年度の確定申告書第一表(写し)』と『収支内訳書(損益計算書)(写し)』	
6	雑収入 (原稿料・印税・講演料など) 利子・配当金など	以下のいずれか1点 1. 『前年度の確定申告書第一表(写し)』 2. 利子や配当の『通知書(写し)』 3. 利子や配当が振り込まれている通帳の写し ※その他の収支、残高は消してください	
7	雇用保険 (失業保険)	『雇用保険受給資格者証(両面)(写し)』もしくは 『離職票(写し)』もしくは 『退職前6ヶ月分の給与明細(写し)』 受給が始まり、基本手当日額が3,612円(60歳以上もしくは障害年金を受給している方は5,001円)以上の場合は、受給開始とともに扶養を削除する必要があります	◆失業保険を受給している間は扶養申請できませんが、基本手当日額が3,611円(60歳以上もしくは障害年金を受給している方は5,000円)以下の場合は申請可 ◆受給開始までの待機期間、給付制限期間の扶養申請は添付不要
8	出産手当金 傷病手当金	『保険給付支給決定通知書(写し)』	◆受給が終了するまでは、扶養認定はできません。 ただし、(支給日額×365日)<130万円(60歳以上は180万円)の場合のみ申請できます
9	学生 (大学生・専門学校生・予備校生など)	『学生証(写し)』もしくは『在学証明書』 ※入学日もしくは有効日が記載されているもの ※『在学証明書』は3ヶ月以内に発行のもの、また「写し」は不可	◆高校生以下の子は添付不要
10	前年度は無収入	『非課税証明書』 ※認定対象者が配偶者の場合は提出不要(特退の配偶者は必要)	
11	前年度は収入有り 現在は無収入	『無収入申立書』(デクセリアルズ健保の所定用紙) ※認定対象者が配偶者の場合は提出不要(特退の配偶者は必要)	◆『無収入申立書』はデクセリアルズ健保のホームページ「家族をデクセリアルズ健保に入りたいとき」からダウンロードできます
12	その他	『非課税証明書』では現在無収入であることが証明できない場合は『無収入申立書』	◆『無収入申立書』はデクセリアルズ健保のホームページ「家族をデクセリアルズ健保に入りたいとき」からダウンロードできます
13	雇用保険 (失業保険) 受給終了	『雇用保険受給資格者証(両面の写し)』 ※ハローワークにて「受給終了」などの証明があるもの 『雇用保険受給延長証明書(写し)』	◆失業保険受給終了の場合 ◆失業保険の受給を途中で終了した場合
14	任意継続保険の 資格が なくなったとき	『任意継続資格喪失証明書(原本)』 ※デクセリアルズ健保の任意継続保険が終了した場合は添付不要	
15	自営業を 休業・廃業したとき	『休業届(写し)』『廃業届(写し)』	
16	送金証明	○認められるもの(直近3回分の送金実績証明) 1. 銀行または郵便局からの振込み(インターネットでの振り込み含む) …振込みの控え(コピー可)もしくは通帳の振込みが確認できる部分のコピー 2. 現金書留…封筒と領収書(コピー可) 3. 給与の分割振り込み利用 4. 通帳による入金 5. 同一口座の夫婦カード利用 ※4、5は家族が利用している口座の通帳のコピー(通帳は表紙と、審査対象月の出金した内容がわかる全てのページをコピーしてください)	×認められないもの ◆手渡し ◆受取人が作成した領収書